前回（第10回）審議会及び事前にいただいたご意見を踏まえた修正事項

項目・頁	答申書 案（新）	答申書 素案（旧）
1　はじめに （１ページ）	・・・【略】・・・ ・・・【略】・・・頻発化・激甚化する自然災害、また渇水対応といった香川県固有のリスクを抱えるなど、依然として厳しい状況が続いており、・・・【略】・・・ ・・・【略】・・・諮問を受け、水道料金のあり方について、今後の社会情勢の推移を見極めながら、多角的な視点から、慎重に審議を重ねてきた。 ・・・【略】・・・	・・・【略】・・・ ・・・【略】・・・ 頻発化・激甚化する自然災害や渇水対応といった香川県独自の課題への対応等、依然として厳しい状況が続いており、・・・【略】・・・ ・・・【略】・・・ 諮問を受け、今後の水道料金のあり方について、今後の社会情勢の推移を見極めながら、慎重かつ多角的な視点から、審議を重ねてきた。 ・・・【略】・・・
2（2）料金統一検討の経緯 （１ページ）	・・・【略】・・・ 基本計画において「平成３９（令和９）年度までは、旧水道事業体の料金体系を用い、広域水道施設整備事業終了後の平成４０（令和10）年度に水道料金を統一する。」 ・・・【略】・・・	・・・【略】・・・ 基本計画において「平成３９年度までは、旧水道事業体の料金体系を用い、広域水道施設整備事業終了後の平成４０年度に水道料金を統一する。」 ・・・【略】・・・

前回（第10回）審議会及び事前にいただいたご意見を踏まえた修正事項

項目・頁	答申書 案（新）	答申書 素案（旧）
２（２）料金統一検討の経緯 （２ページ）	･･･【略】･･･ また、料金統一の検討に当たっては、基本計画で定められた方針を踏まえるだけでなく、平成３０年度の事業統合から現在までの水道事業を取り巻く環境の変化を十分に考慮するとともに、平成３０年の水道法改正の趣旨（人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図ること）を的確に踏まえることが求められる。	･･･【略】･･･ 一方、平成３０年度の事業統合から現在までに、社会情勢や当企業団の水道事業を取り巻く環境は変化している。そのため、統一料金の検討に当たっては、基本計画で定められた方針を踏まえるだけでなく、事業統合後の社会情勢や水道事業を取り巻く環境の変化を十分に考慮し、かつ平成３０年の水道法改正の趣旨（人口減少に伴う水の需要の減少、水道施設の老朽化、深刻化する人材不足等の水道の直面する課題に対応し、水道の基盤強化を図ること）を的確に踏まえることが求められる。
３（２）基本水量 （２ページ）	香川県の水道普及率が99.3%（令和６年度末）となった･･･【略】･･･	水道の普及率が98.3%（令和６年度末）となった･･･【略】･･･

前回（第10回）審議会及び事前にいただいたご意見を踏まえた修正事項

項目・頁	答申書 案（新）	答申書 素案（旧）
3（3）料金体系（口径別、用途別） （2ページ）	・・・【略】・・・一般家庭用の用途区分を設定することで生活用水の低廉化を図ることができるものの、用途の区分が明確でなく、 ・・・【略】・・・	・・・【略】・・・一般家庭用の用途区分を設定することで生活用水の低廉化を図れるものの、用途の区分が明確でなく、 ・・・【略】・・・
3（9）口座割引制度 （3ページ）	支払方法の多様化を進めるなか、口座振替についてのみ割引制度を設ける合理的理由がないことから、統一料金では、口座割引制度は廃止する。	支払い方法の多様化を進めるなか、口座振替についてのみ割引制度を設ける合理的理由がなく、仮に企業団全体に口座割引制度を適用した場合、企業団の財政状況に大きな影響を及ぼすことから、統一料金では、口座割引制度は廃止する。

前回（第10回）審議会及び事前にいただいたご意見を踏まえた修正事項

項目・頁	答申書 案（新）	答申書 素案（旧）
5　料金算定期間 （４ページ）	・・・【略】・・・ ・・・【略】・・・可能な限り頻繁な改定を避けることや次回改定時期等も考慮し、令和１０年度から令和１３年度までの４年間とすることが妥当であると判断した。	・・・【略】・・・ ・・・【略】・・・可能な限り頻繁な改定を避けることや次回改定検討への配慮を考慮し、令和１０年度から令和１３年度までの４年間とすることが妥当であると判断した。
6　料金改定率 （４ページ）	・・・【略】・・・「香川県水道広域化基本計画」策定時の財政目標の見直しを行い、料金算定期間中の財政の健全性を維持するとともに、・・・【略】・・・③算定期間中総収支比率は１００％という財政目標を設定し、その条件のもと現在と将来の水道使用者間の負担の公平性も考慮し、料金改定率は平均３０．５％が妥当であると判断した。	・・・【略】・・「香川県水道広域化基本計画」策定時の財政目標を見直した。その上で、料金算定期間中の財政の健全性を維持するとともに、・・・【略】・・・③算定期間中総収支比率は１００％という財政目標を設定し、その条件のもと現在と将来の水道利用者の公平性にも配慮した結果、料金改定率は平均３０．５％が妥当であると判断した。

前回（第10回）審議会及び事前にいただいたご意見を踏まえた修正事項

項目・頁	答申書 案（新）	答申書 素案（旧）
7　料金体系 （ページ５）	今後、使用水量の減少が見込まれる中で経営の安定化を図るためには、基本料金の割合を高める必要があり、また、水道使用者間の負担の公平性の観点からは、可能な限り逓増度を緩和することが望ましい。これらを踏まえ、高松市の料金体系を基準として料金を統一することを前提に、基本料金の割合を高め、逓増度を緩和する案が妥当であると判断した。	高松市の料金体系を軸に統一することを基本に、今後、使用水量の減少が見込まれる中で経営の安定化を図るためには、現行料金と比較して、基本料金の割合を高める案が望ましい、かつ、公平性の観点から可能な限り逓増度を小さくする案が望ましい。そのため、基本料金と従量料金の比率は現行比率と比べ基本料金比率を上げつつ、逓増度を緩和させる案が妥当であると判断した。
9（1）適時適切な料金水準等の見直し （ページ５）	・・・【略】・・・ また、経営の安定化を図る観点から基本料金の割合を高めることや、水道使用者間の負担の公平性の観点から逓増度のさらなる緩和を検討すること。	・・・【略】・・・ また、経営の安定化を図る観点から、基本料金の割合を高めることや逓増度のさらなる緩和を検討すること。

前回（第10回）審議会及び事前にいただいたご意見を踏まえた修正事項

項目・頁	答申書 案（新）	答申書 素案（旧）
９（４）水道使用者の理解促進 （ページ５）	料金統一の必要性等について、分かりやすい説明と多様な方法での周知を行うとともに、令和10年度の料金統一後も経営状況や水質情報、水道施設の老朽化の実態等を発信することにより、水道使用者の理解促進に努めること。	分かりやすい説明と多様な方法での周知を行うとともに、令和10年度の料金統一後も経営状況や水質情報、危機管理に関する情報を発信することにより、水道利用者の理解促進に努めること。
９（５）施設整備計画の確実な推進 （ページ５）	・・・【略】・・・事業環境の変化に応じて必要な見直しを行いながら、長期的な視点に立ち、持続可能な事業運営が図られるよう計画的かつ効率的な施設整備に努めること。	・・・【略】・・・事業環境の変化に応じて必要な見直しを行いながら、計画的かつ効率的な施設整備に努めること。